

審査請求書

令和8年5月13日

安中市議会議長 佐藤 貴雄 様

審査請求者

安中市議会議員 今井 敏博

安中市議会議員 宇佐美 誠

安中市議会議員 小川 剛

安中市議会議員 武者 葉子

安中市議会議員 松本 次男

安中市議会議員政治倫理条例第5条第2号の規定により、下記のとおり審査を請求します。

記

1. 審査対象議員の氏名 吉岡 完司 議員

2. 違反する疑いのある内容

○安中市議会議員政治倫理条例第4条第1号

市民全体の代表者として、名誉と品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑又は不信を招くおそれのある行為をしないこと。

○安中市議会議員政治倫理条例第4条第2号

議員の地位を利用した金品の授受をしないこと。

3. 政治倫理基準に違反する疑いの根拠

令和8年5月13日の上毛新聞において、吉岡完司議員が4月下旬に市内で開かれたスポーツ大会の開会式に招かれた際、現金3千円を包んで手渡していたことが分かり、公職選挙法において禁止されている寄付行為に抵触する可能性がある旨の記事掲載がありました。このことは議会の信頼性が損なわれるだけではなく、市民からの信用を損なうこととなります。つきましては、政治倫理基準に違反していないか、安中市議会議員政治倫理審査会で審査していただきたく、審査請求書を提出いたします。

【資料：令和8年5月13日（水）上毛新聞抜粋】



以上